

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度 第1回 所沢市自治基本条例推進委員会
開 催 日 時	令和3年11月16日(火) 午後6時から午後7時30分まで
開 催 場 所	市役所高層棟6階 604会議室
出 席 者 の 氏 名	金本 有希子、中野 秀栄、梅本 晶絵、道口 泰己、廣川 隆通 星野 泉、藤田 由紀子、萩本 眞一郎
欠 席 者 の 氏 名	栗原 悠冴、長谷部 由美
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	—
議 題	(1) 市民参加の状況 (2) 住民投票条例の概要 (3) 所沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の説明 (4) その他
会 議 資 料	(1) 会議次第 (2) 資料1 情報の公開及び共有の状況について (3) 資料2 参加及び協働の状況について (4) 資料3 住民投票条例の概要について (5) 第2期 所沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略
担 当 部 課 名	経営企画部経営企画課 電話 04(2998)9027 経営企画部長 川上 一人 経営企画部次長 井上 典 経営企画課 課長 小池 純一 主 幹 草薨 秀夫 主 幹 古沢 淳子 副主幹 松本 圭四郎 主 査 吉川 康俊 主 査 谷口 周 主 任 對馬 拓哉

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	<p>開会后、経営企画部長よりあいさつを行った。次に、委員の自己紹介、事務局の自己紹介を行った。</p> <p>(1) 市民参加の状況</p> <p>① 情報の公開及び共有の状況について</p> <p>資料1に沿って説明を行った。</p>
委員	<p>ホームページのアクセス数について、年代別・男女別・（新型コロナウイルス感染症関連以外の情報について）政策別に分類したデータがあれば有意義である。また、「新しい生活様式」に伴う情報発信のあり方として、昨年度の市民意識調査の報告を読んだが、70代以上とそれ以下の世代を隔絶して考えた方がよい。また、情報が「見にくい」と主張する人は、そもそもあまり読んでいない人が多いと考える。コンテンツとしてパッと見てわかりやすいかどうかの判断をしている。そういう対策に経営資源を割り振るのは効率がよくないと考える。</p>
委員	<p>高齢者が増えており、ホームページよりも広報誌を大事にしたい。行政回覧だと様々なトラブルがあるが、広報誌は各家庭の郵便受けに入ることから、着実に情報が届いている。</p>
事務局	<p>様々な媒体を用いて広報を行っている。ご意見は所管課に伝える。</p>
事務局	<p>② 参加及び協働の状況について</p> <p>資料2に沿って説明を行った。</p>
委員	<p>パブリックコメント手続について、意見数が多い印象であり、これは所沢市ならではだと思う。</p> <p>日本のパブリックコメント手続は、一般的に意見を募集する前から大方の調整がついてしまっており、意見を反映させる機会が少ない状況だと考える。そこで、所沢市において、パブリックコメント手続による意見を政策に反映させた実績があれば教えていただきたい。</p> <p>また、政策に反映された意見の実績を公開することにより、市民等が意見を出すモチベーションにも繋がると考える。</p>
事務局	<p>いただいた意見で妥当なものは政策に反映している。また、意見を反映できない場合には、その理由を公開している。ただし、個別回答はしていない。</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
委員	パブリックコメント手続における個別の意見をきちんと評価するには大きなエネルギーがかかる。1年間単位で総括して、政策に反映されたものだけ公開することでもよいのではないか。
委員	パブリックコメント手続について、意見数は人数とイコールではなく、1人でたくさん意見を寄せることもある。どのくらいの人数が意見を寄せているのか。
事務局	経営企画課で策定等を行った「所沢市公共施設等総合管理計画（改定）」及び「所沢市公共施設長寿命化計画（策定）」では38件の意見をいただいたが、人数は4名であった。また、別の例では、多い方だと1人で50件くらい意見をいただくこともある。
委員	意見の反映実績や、どの年齢層・性別からの意見が多かったか等の事項も回答に含まれると、意見を出すモチベーションに繋がると考える。
事務局	意見の反映状況を公開することが、意見を出すモチベーションにつながることは、事務の参考にしたい。
委員	パブリックコメント手続ではいろんな意見が言う人がいて、收拾がつかないのではないかと思うが、どうしているのか。
事務局	パブリックコメント手続に係る案件は重要なものが多いので、事前に審議会で検討いただき、庁内調整が済んでいる部分も含まれている。いただいた意見の中には、既に検討済みのもや、間違った認識に基づくものもある。そういった意見には、反映できない理由を公開している。
事務局	(2) 住民投票条例の概要 資料2に沿って説明を行った。
委員	今は自治基本条例を根拠とした住民投票は実施不可能なのか。
委員	法解釈で意見はわかれると思う。
委員	現状は、市としては地方自治法を根拠に実施することになると思う。今後の対応として、資料3で2つの対応があると示されているが、どのような条項になるのか。

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	<p>この整理は極論として提示したものである。様々な課題を審議して、方向性が見えてきたときに適切に対応していきたい。</p>
委員	<p>自治基本条例第21条中「別に定める」ということは、「別に投票のための条例を作ってもよい」とインフラを作っているのだと思う。我々のミッションは、「別に住民投票のための条例を作るべきか否か」というところまできた。そうすると、議会はどのように考えているのか聞きたい。</p> <p>なお、昨年度の市民意識調査報告書を読むと、誰も自治基本条例のことに触れていない。自治基本条例はルールのためのルールであり、これは意識が低いのではなく、それなりの合理性がある（憲法問題になっていない）状態だと推定される。</p> <p>なお、同条中「日本国籍を有する」とあるが、武蔵野市の事例を踏まえ、この点について次の市民意識調査で意見が出るか見てほしい。常設設置型と個別設置型については、議会がどう関与するかという点と、市長に対して拘束的かどうかという点の組み合わせとして考えている。</p>
委員	<p>今のままの状態で行く、というのも1つの選択肢だと思う。個別の問題がなければ盛り上がらない。</p>
事務局	<p>(3) 所沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の説明 『第2期 所沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略』に沿って説明を行った。</p>
委員	<p>情報発信について、SNS等を用いたところで、受信者は自分から市の情報を能動的に取りに行くことになる。そのような人は少ないのではないか。若い人も市政に関わろうとする仕組みが重要。</p>
事務局	<p>若年層への情報提供は重要な課題。SNSを多用することがスタートラインだが、さらに届くように努力したい。</p> <p>今年の市民意識調査もまとまってきたところだが、若年層について市の愛着度が高い結果となっている。これは、ところざわサクラタウン等が影響していると思われるが、一民間企業の力だけではなく、市もしっかり関わっているということを知ってほしい。</p>
委員	<p>新所沢のパルコが撤退する件で、市をあげて、新所沢地区の活性化に取り組んでほしい。新しいところだけでなく、従来からあるところも大事にしてほしい。</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
委員	<p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、「フューチャーデザイン」という手法（岩手県山田町で実施）を勉強して、一度実施してみるとよいと思う。</p> <p>市に対する情報アクセスについては、若年層が転入手続をする際に、最低限の自助努力として自分に必要な情報にアクセスできるように案内してほしい。</p>
事務局	<p>(4) その他</p> <p>次回以降の予定を案内した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>